

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 20    | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県狭山市長

## 公表日

令和5年8月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務           |  |
|--------------------------------|--|
| ①事務の名称                         | 国民年金に関する事務   |
| ②事務の概要                         | 国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行う。<br>①国民年金被保険者の資格管理<br>②保険料免除等に関する事務<br>③裁定請求事務<br>④年金生活者支援給付金に関する事務  |
| ③システムの名称                       | 宛名システム、国民年金システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                 |  |
| (1)宛名特定個人情報ファイル<br>(2)国民年金ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                     |  |
| 法令上の根拠                         | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条(利用範囲)<br>第1項:番号法別表第一に規定された事務<br>番号法別表第一第31項<br>国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。<br><br>以上の法令上の根拠より、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携       |  |
| ①実施の有無                         | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                        |  |
| 5. 評価実施機関における担当部署              |  |
| ①部署                            | 健康推進部 保険年金課  |
| ②所属長の役職名                       | 保険年金課長   |
| 6. 他の評価実施機関                    |  |
|                                |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求         |  |
| 請求先                            | 狭山市 総務部 総務課<br>〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号<br>電話 04-2953-1111 内線3520   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ       |  |
| 連絡先                            | 狭山市 健康推進部 保険年金課<br>〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号<br>電話 04-2953-1111 内線1050   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)      |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 平成29年1月25日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数                      | 平成27年4月1日時点   | 平成29年1月1日時点  | 事後   |           |
| 平成29年1月25日 | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                      | 平成27年4月1日時点   | 平成29年1月1日時点  | 事後   |           |
| 平成29年5月1日  | I 関連情報 評価実施機関<br>における担当部署                 | 狭山市 長寿健康部 保険年金課   | 長寿健康部 保険年金課  | 事後   |           |
| 平成29年5月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数                      | 平成29年1月1日時点   | 平成29年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成29年5月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                      | 平成29年1月1日時点   | 平成29年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成30年5月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数                      | 平成29年4月1日時点   | 平成30年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成30年5月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                      | 平成29年4月1日時点   | 平成30年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月1日   | I 関連情報<br>②事務の概要                          | 国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行なう。<br>①国民年金被保険者の資格管理<br>②保険料免除等に関する事務<br>③裁定請求事務 | 国民年金法等に基づく各種申請、届出等の受理、審査、報告などの法定受託事務を行なう。<br>①国民年金被保険者の資格管理<br>②保険料免除等に関する事務<br>③裁定請求に関する事務<br>④年金生活者支援給付金に関する事務 | 事後   |           |
| 令和2年4月30日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数                      | 平成31年4月1日時点   | 令和2年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和2年4月30日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                      | 平成31年4月1日時点   | 令和2年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年4月1日   | I 関連情報<br>5.評価実施機関における担当<br>部署②所属長の役職名    | 保険年金課長 今坂 友生  | 保険年金課長   | 事後   |           |
| 令和3年4月1日   | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か          | 令和2年4月1日時点  | 令和3年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年4月1日   | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か          | 令和2年4月1日時点  | 令和3年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年4月1日   | I 関連情報<br>5.評価実施機関における担当<br>部署①部署         | 長寿健康部 保険年金課   | 健康推進部 保険年金課  | 事後   |           |
| 令和4年4月1日   | I 関連情報<br>8.特定個人情報ファイルの取<br>扱いに関する問合せ 連絡先 | 狭山市 長寿推進部 保険年金課<br>〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番<br>5号 電話 04-2953-1111 内線1050               | 狭山市 健康推進部 保険年金課<br>〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番<br>5号 電話 04-2953-1111 内線1050  | 事後   |           |
| 令和4年4月1日   | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か          | 令和3年4月1日時点  | 令和4年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年4月1日   | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か          | 令和3年4月1日時点  | 令和4年4月1日時点   | 事後   |           |

| 変更日      | 項目                                | 変更前の記載     | 変更後の記載     | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------------------------|------------|------------|------|-----------|
| 令和5年8月1日 | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後   |           |
| 令和5年8月1日 | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後   |           |
|          |                                   |            |            |      |           |